(五) 基本方針

政府は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずることとした。（第六条関係）

(1) 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。

(2) 小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。

(3) 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること。

(4) 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

(六) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとともに、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならないこととした。（第七条関係）

(七) 小規模企業者の努力等

小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めることとし、中小企業に関する団体は、小規模企業者に対してその事業活動を行うに当たっては、基本原則にのっとり、小規模企業者とともに、小規模企業の振興に主体的に取り組むよう努めることとし、小規模企業者以外の者であって、その事業に関し小規模企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するようにしなければならないこととした。（第八条関係）

(八) 関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業に関する団体その他の関係者は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策があまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。（第九条関係）

(九) 法制上の措置等

政府は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならないこととし、中小企業政策審議会の意見を聴いて、定期的に、小規模企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならないこととし、毎年、国会に、小規模企業の振興に関して講じた施策に関する報告等を提出しなければならないこととした。（第一〇条～第一二条関係）

2 小規模企業振興基本計画

政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画を定めなければならないこととした。（第一三条関係）

3 小規模企業の振興に関する基本的施策

国は、小規模企業の振興に関する基本的施策として、国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進、国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進、小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化、小規模企業に必要な人材の育成及び確保、地域経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進、地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進、適切な支援体制の整備並びに手続に係る負担の軽減に必要な施策を講ずることとした。（第一四条～第二一条関係）

4 施行期日等

(一) 関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三項関係）

(二) この法律は、公布の日から施行することとした。

◇商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（法律第九五号）（経済産業省）

1 基本指針

基本指針に定める事項に関し、商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業として地域経済の活性化に係るものを含むものとするとともに、商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する情報の提供その他必要な支援に関する事項を追加することとした。（第三条関係）

2 経営発達支援計画

(一) 商工会又は商工会議所は、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものについての計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。（第五条第一項関係）

(1) 小規模事業者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

(2) 小規模事業者が単独で又は共同して行う事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

(3) 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向及び地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

(4) 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務に関する広報、商談会、展示会、即売会その他これらに類するものの開催その他小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の開拓に寄与する事業

(二) 二以上の商工会又は商工会議所が経営発達支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、共同して経営発達支援計画を作成し、認定を受けることができることとした。（第五条第二項関係）

(三) 商工会又は商工会議所は、商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施することが経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、商工会及び商工会議所以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画を作成し、認定を申請することができることとした。（第五条第三項関係）

(四) 経済産業大臣は、提出された経営発達支援計画が、基本指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をすることとした。（第五条第五項関係）

(五) 経済産業大臣は、認定をしたときは、当該認定に係る経営発達支援計画の内容を公表することとした。（第五条第六項関係）

(六) 認定を受けた経営発達支援計画の変更の認定及び認定の取消しについて規定することとした。（第六条関係）

3 中小企業信用保険法の特例

認定経営発達支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人に対する中小企業信用保険法の特例について規定することとした。（第二〇条関係）

4 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営発達支援事業に関する協力業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、経営発達支援事業に関し必要な協力の業務を行うこととした。（第二一条関係）

5 施行期日等

(一) この法律の施行に関し必要な経過措置等を規定するとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

(二) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇放送法及び電波法の一部を改正する法律（法律第九六号）（総務省）

一 放送法の一部改正関係（第一条関係）

1 日本放送協会による放送番組等の提供の業務に関する事項

(一) 日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供する等の業務を行うことができることとした。